

令和 4 年 3 月 3 日

厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会
委員長 磯部 光章 殿

脳死下での臓器提供事例に係る検証会議
五十嵐 隆

脳死下での臓器提供事例に係る検証会議のあり方に関する提言

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 3 年 2 月開催の第 52 回厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会におきまして、検証事例数が 500 例に到達した時点で、「500 例の脳死下での臓器提供事例の検証のまとめ」をとりまとめるとともに、当検証会議にて「今後の検証会議のあり方について」の提言をまとめることを提案し、ご承認頂きました。今般、令和 3 年 12 月開催の第 118 回検証会議までで 507 例の検証を終了したところ、それらの検証結果から統計的な情報を集約し、「500 例の脳死下での臓器提供事例の検証のまとめ」を報告しました。

500 例のまとめに基づいて、当検証会議で「今後の検証会議のあり方について」の議論を行いましたので、下記のとおり提言させていただきます。

現在、検証会議においては、脳死下臓器提供全事例について、医学的検証（医学的検証作業グループで事前検証実施）及びあっせん業務検証（あっせん事例評価委員会で事前検証実施）を実施しているところ、今後は一律に全例を対象とした検証ではなく、医学的な観点から、また、あっせん業務の観点から、それぞれの条件を満たす事例の検証を行うことが望ましい。

○医学的検証（医学的検証作業グループ）対象条件

- ・ 提供者が 18 歳未満の事例
- ・ 特段の事情がある事例
- ・ 当該医療機関 3 例目までの提供事例、5 年以上の間があいての提供事例

○あっせん業務検証（あっせん事例評価委員会）対象条件

- ・ 提供者が 18 歳未満の事例
- ・ 特段の事情がある事例
- ・ 本人意思不明の事例（事前の本人意思の把握については、書面、口頭は問わない）

なお、上記のあり方に関しては約 2 年間の運用を行った後に妥当性の評価を行うこととする。

謹 白